

議題 9

議案第13号

令和6年3月26日提出

広島市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について
 地方自治法第180条の7の規定に基づき、市長の補助機関たる職員等に補助執行させている教育委員会の権限に属する事務の一部について、市長に対し、次のとおり協議することとする。

1 市長に対し協議する事項

補助執行させる事務の内容を次のとおり改める。

実施期日	事 務 名	
	現 行	改 正
(1) H18.4.1	ア 社会教育に関する事務 (青少年教育に関する事務を除く。 _____ _____) イ 社会教育に関する施設 (青少年センター(青少年会館を除く。)、国際青年会館及び三滝少年自然の家を除く。)に関する事務	ア 社会教育に関する事務 (地域と学校の連携・協働に関する事務(放課後子供教室に関する事務を除く。))を除く。) イ 社会教育に関する施設 _____ _____ _____ _____に関する事務

2 協議をする理由

青少年教育に関する事務（一部を除く。）並びに青少年センター（青少年会館を除く。）、国際青年会館及び三滝少年自然の家に関する事務について、市長の補助機関たる職員等に補助執行させることにより、市長事務部局において、こどもから青少年までの支援施策をこれまで以上に切れ目なく総合的に実施できる体制を構築することは、行政の効率の向上と一体性の保持に資するため、市長に対し、協議を行うものである。

3 実施期日

令和6年4月1日

《根拠法令》

地方自治法

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第202条の4第2項に規定する地域自治区の事務所、第252条の19第1項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。